## 第 部 貿易・投資促進業務における環境社会配慮(案)

#### 1. 基本的な考え方

## (1)環境社会配慮と CSR

今日、民間部門、公的部門を問わず全ての企業、機関は、自らの活動に関する環境社会配慮を適切に行うことを社会から求められている。民間企業にとって適切な環境社会配慮を行うとは、事業の経済的成果の追求ばかりではなく、社会や環境への影響にも留意して経営を行うことであり、これは企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility: CSR)と同義である。

(2) ジェトロ業務の環境社会配慮と国際貢献 持続可能な社会の実現に向けて公的部門に属するジェトロの業務は、対日投資の促進、開発途上国との貿易取引拡大、輸出促進や進出日系企業サポート等を通じた中小企業等の国際ビジネス支援、さらにこれらを効果的に実施するための海外ビジネス、政治・経済情報の収集、調査・研究、収集・蓄積した情報の発信・提供、日々の貿易投資相談、など多岐にわたっている。ジェトロはこれらの多様な業務を実施する過程で、環境や社会に対し事業主体として種々の影響を及ぼす可能性があり、その貿易・投資促進業務遂行上生じ得る環境社会影響に適切に配慮する必要がある。これに加え、例えば環境社会配慮に係る知識・情報(各国の法令(慣習法、慣習的権利を含む)、国際規範(各種の国際的な協定、条約、等)、そして持続可能な社会の実現に向け世界で取り組まれている各種の模範的実践事例(グッド・プラクティス))を収集・蓄積し、この情報を日常的に接触のある、とりわけ発展途上国の進出日系企業、さらには現地の企業・民間団体、公的機関へ提供することを通じ、これら企業・機関の CSR 活動、環境社会配慮を支援し、持続可能な社会の実現に貢献することが求められる。

#### (3)情報公開とステークホルダーとの対話

企業の CSR 活動の信頼性、あるいは一般的に環境社会配慮の信頼性を支える最も重要な要素は、情報の開示とステークホルダーとの対話である。ジェトロは、言うまでもなく、自らの業務に関する情報開示、ステークホルダーとの対話を進めていくが、加えて日常接触のある民間企業にも同様の取り組みを働きかけていくこととする。

# 2. 貿易・投資促進業務と環境社会配慮 前提としての法令遵守

ジェトロは自らが実施する貿易、投資の促進業務において生じ得る環境社会影響をリスクと認識し、関連する各国の法令(慣習法を含む)や国際規範(各種の国際的な協定や条約)を踏まえながら、その業務を企画、実施していく。

具体的には別表のとおり、貿易・投資促進業務をその性質により、「Outbound 我が国中小企業等の輸出促進」、「Outbound 我が国中小企業等の海外進出支援」、「Inbound 開発途上国との貿易取引の拡大等」、「Inbound 対日投資の促進」の4つに分類し、それぞれの業務が有する環境社会影響の可能性を把握・認識し、関連する各国の法令や国際規範に則り、業務に取り組んでいることを確認する。

#### 3. 企業の社会的責任(CSR)とジェトロの取り組み

## (1)企業活動に係る3つの側面と企業価値の向上

今日世界の多くの企業は、経済、環境、社会という企業活動に係る3つの側面(いわゆるトリプルボトムライン)を総合的に捉え、これを競争力の源泉として企業価値の向上につなげるという立場から新たな取り組みに着手している。これは、1990年代以降グローバル化が急速に進行する中で、企業の行動が社会や環境に与える影響への懸念も同時に高まりを見せており、結果として、企業の社会的責任(CSR)がそれぞれの国や社会のあり方を反映しつつ、これまでになく強く問われる時代となっていることによる(別紙、「解説:企業の社会的責任(CSR) 背景と基本的考え方」を参照)。

## (2) 企業の CSR 活動へのジェトロの支援

以上のような民間企業の意識、姿勢の変化を踏まえ、公的機関であるジェトロとしても今日その社会的役割を果たすため、自らが各国の法令や国際規範に則って行動するだけでなく、民間企業に対しても、日常の接触、コミュニケーションを通じて、これら法令・国際規範に則った行動を促していく。また、企業が、法令・国際規範の遵守を超えて、積極的に取り組む様々な CSR 活動に協力し、支援していく。

CSR 活動とは、具体的には、法令遵守はもとより、事業に密接な関係を有する製品・サービスの安全確保、地球環境・廃棄物リサイクル対策・生態系保全を含めた環境保護、労働環境改善、社会的弱者への配慮、人材育成、人権尊重、腐敗防止、公正な競争、地域貢献、さらにメセナ活動やフィランソロピー等、と多岐に及ぶものである。ジェトロは、とりわけ途上国におけるグッド・プラクティスの普及・推進に、協力し、支援していく。

【事例 1】ジェトロが国の内外の事務所で行っている貿易・投資に関わる相談業務では、「××国に を輸出したい」といった相談が寄せられることがある。ジェトロはこのような相談に対し関連法規を調査した上で、「××国の法令ではを含有する商品の輸入は禁止されている」等の回答を行うことになる。日常の調査・研究、情報収集活動を通じて内外の法規、国際的規範、ルールを正確に把握し、これを踏まえて、相談を寄せてくる企業・団体に対し適切な情報を提供し、法令や国際的規範に則った行動を促していくことは、ジェトロが果たすべき重要な社会的使命である。

【事例 2】途上国の産業育成、特に貿易や投資を通して地域の開発、成長を支援するというジェトロの業務では、現地の製品の日本市場での販路を開拓し、当該分野の輸出拡大を図るため、ローカルの産品を発掘し、これを日本の市場に合うようにどのように改善すればいいか指導する「マーケティング」の支援を実施している。このような業務では、その製品の、例えば原料や部材の調達段階で生じ得る環境社会上の問題とこれへの対処にも注意を向ける必要がある。

【事例3】途上国への生産拠点の移転の相談に際しては、税制や最低賃金等、移転先の制度情報の提供のみならず、地域の企業市民として受け入れられるよう、様々な見地から助言を行う。近年急速に展開されているサプライチェーン・マネジメントに関しても、良好な現地調達先を紹介する等、企業の環境社会配慮を支援する。

(別紙)

解説:企業の社会的責任(CSR) 背景と基本的考え方

#### 1. 企業が CSR を重視する背景

企業の社会的責任(CSR)の重要性が強調される背景としては、次の諸点が指摘できる。まず、1990年代以降急速に進行したグローバル化は世界全体で原材料・部品、労働力、などを調達し、世界全体でその製品を販売する多くの世界企業(多国籍企業)を生み出しているが、これらの企業の行動が社会や環境に与える影響への懸念も同時に高まりを見せている。そして、巨大な世界企業の多くが自らのブランドを賭けて幅広く CSR 活動に注力し始めているのも、このような社会の流れの中、経済、環境、社会のいわゆるトリプルボトムラインを総合的に捉え、これを競争力の源泉として企業価値の向上につなげるという立場からの企業戦略である。一方、例えば欧州委員会およびEU加盟各国政府においては、財政上の制約もあり、域内あるいは国内の大企業に対し、法律遵守を超えた社会的貢献を求める動きが顕著になってきている。ジェトロが、公的機関ではあるが、自らの業務についてCSR の考え方も踏まえて環境社会配慮を行うのは、このような企業を取り巻く環境の変化に沿うためである。

## 2. CSR の基本的考え方

経済産業省(2004年)によれば、一般に CSR の基本的考え方は、次の 6点に整理 CSR は消費者、従業員、投資家、地域住民など様々なステークホルダー との交流の中で実現される。 CSR は企業外とのコミュニケーションに留まらず、 企業内における組織体制の構築なども含まれる。 法令遵守は当然にして行われ なければならないものであり、これは企業の事業活動の基礎となる。CSR は、これ に加え、事業と密接な関係を有する製品・サービスの安全確保、地球環境・廃棄 物リサイクル対策を含めた環境保護、労働環境改善、人材育成、人権尊重、腐敗 防止、公正な競争、地域貢献、さらに地域投資やメセナ活動、フィランソロフィ ー等、様々な活動に及ぶ。 CSR は国や地域の価値観、文化、経済、社会事情によ って多様である。したがって、我が国には我が国のステークホルダーが求める CSR があり、地域には地域のステークホルダーが求める CSR がある。さらに海外には その地域のステークホルダーが求める CSR がある。 このように、CSR の内容、取 り組みは広範囲に及び、事業に密接に関係することから、企業の自主的・戦略的 取り組みが重要である。 CSR の信頼性を支える取り組みで最も重要なものは情報 開示と説明責任、ステークホルダーとの対話である。(経済産業省(2004年)「企業 の社会的責任(CSR)に関する懇談会 中間報告書」)